

運営規程

地域密着型通所介護事業所

デイサービスセンター こもれび

鹿児島市小松原2丁目12番12号

株式会社 鹿児島ホスピタリティサービス

地域密着型通所介護運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社 鹿児島スピタリティサービスが開設する地域密着型通所介護事業所デイサービスセンターこもれび（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業所の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員（以下「通所介護従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な地域密着型通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 事業所の通所介護従業者は、心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の改善又は向上を目指すものとする。
- 事業の実施に当たっては、通所介護利用者及び家族、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとし、民生委員を交え年に2回運営推進会議を行うこととする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 事業者に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- | | |
|--|------|
| ① 管理者 | 1名 |
| 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| ② 生活相談員 | 1名以上 |
| 通所介護の利用等に関する相談及び調整を行うとともに利用者及びその家族等に日常生活などに関する相談及び助言を行う。 | |
| ③ 介護職員 | 2名以上 |
| 利用者に対し、必要な身体の清拭、洗髪・洗体、排泄介助、食事介助等の身体介護を行う。 | |
| ④ 看護職員 兼 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| 利用者の健康状態を常に把握し、保健衛生管理、健康管理に関する業務を行う。 | |
| また、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練、助言を行う。 | |

(営業日及び営業時間)

第2条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。水曜日と日曜日及び1月1日は休業とする。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前10時00分から午後5時00分までとする。

(通所介護の利用定員)

第3条 事業所の利用定員は、通所介護事業の利用者も含めて、一日18名とする。

(通所介護の内容)

第4条 通所介護の内容は、次のとおりとする。

- ① 入浴サービス
- ② 食事サービス
- ④ 生活、身体、介護に関する相談援助、助言、指導
- ⑤ 日常動作訓練（レクリエーション含む。）
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎サービス
- ⑦ 家族、関係機関との連絡調整

(通所介護の利用料その他の費用の額)

- ① 通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上）によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。
- ② 食費 150円
- ③ おむつ代 実費
- ④ その他、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適當であると認められるものについては、その実費を徴収する。
- ⑤ 第①項から第⑤項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第5条 通常の事業の実施地域は、鹿児島県鹿児島市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第6条 利用者はサービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスを受けることが出来るように留意すること。

2 事業所の設備・備品を利用する際には、事業所の従業者の指示に従うこと。

3 事業所内での飲酒及び指定場所以外での喫煙をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第7条 通所介護従業者等は、通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第8条 通所介護事業所は、事業所の立地環境に応じ、火災、地震、風水害等を個別に非常被害に関する具体的計画を立てなければならない。

2 事業者は、前項の具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示しなければならない。

3 事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知しなければならない。

4 事業者は、非常災害に備えるため、防火管理責任者を設置し定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(秘密保持)

第9条 通所介護従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守するものとする。

2 事業所は、職従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に盛り込み、守秘義務を遵守させるものとする。

3 通介護事業所は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならぬ。

4 本事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は提供した通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に、苦情を受け付ける為の窓口を設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善処置利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は提供した通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当

該市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従い必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・当該利用者の家族・利用者に係る地域包括支援センターに連絡を行うと共に、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は前項の事故に際して取った処置について記録するものとする。

3 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事業所は前項の損害賠償保険に加入する。

(記録の整備)

第13条 事業所は従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業所は利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から5年間保持することとする。

- ① 通所介護計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故発生時の状況及び事故に際しての処置についての記録

(個人情報の保護)

第14条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所はサービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(通所介護計画)

第15条 生活相談員は、利用者の心身の状況及び利用者の希望並びにその置かれている環境等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成するものとする。

2 生活相談員は、それぞれの利用者に応じた通所介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その

内容等について説明し、同意をえるものとする。

- 3 生活相談員は通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 4 通所介護計画の作成にあたっては、既に当該通所介護計画が作成されている場合は、当該通所介護計画の内容に沿って作成するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は通所介護従業者の質的向上をはかるため、研修を年2回以上行う。
- 2 通所介護従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 5 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社 鹿児島スピタリティサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月1日より施行する。

この規程は、令和7年2月1日より施行する。